

令和5年大和市農業委員会第2回総会議事録

令和5年2月28日（火）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	9番 眞壁浩二委員
2番 柏木明委員	10番 遠藤一直委員
3番 渡邊カク委員	11番 田邊義之委員
4番 青木裕一委員	12番 木村賢一委員
5番 小川道子委員	13番 上野岩雄委員
6番 長谷川慶太郎委員	14番 保田嘉一委員
7番 池田俊一郎委員	15番 岩崎敏博委員
8番 山口喜充委員	16番 荒井隆幸委員

2. 本日の欠席委員

なし

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	村瀬 知一
次長	佐藤 祐介
主査	高田 直樹
主査	中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	諸報告
日程第 3	報告第 6号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 4	報告第 7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

- 日程第 5 報告第 8 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による所有権移転の届出について
- 日程第 6 報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による一時賃貸借権設定の届出について
- 日程第 7 報告第 10 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 日程第 8 報告第 11 号 下限面積（別段の面積）の廃止について
- 日程第 9 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による賃貸借権設定許可の申請について
- 日程第 10 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
- 報告第 8 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による一時賃貸借権設定の届出について
- 報告第 10 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 報告第 11 号 下限面積（別段の面積）の廃止について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による賃貸借権設定許可の申請について
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 16 名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 5 年 2 月大和市農業委員会第 2 回総会を開会いたします。

議事日程はお手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、13 番、上野岩雄委員、14 番、保田嘉一委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局次長 総会資料 1 ページをごらんください。

1 月 26 日、令和 4 年度第 4 回大和市都市計画審議会が開催され、柏木会長が出席されました。

1 月 27 日、第 46 回大和市民まつり臨時役員会が開催され、眞壁職務代理が出席されました。

2 月 1 日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会視察研修会が開催され、眞壁職務代理が参加されました。

2 月 6 日、第 83 回大和市開発審査会が開催され、長谷川委員が出席ということで記載されていますが、当日欠席されたということですので、訂正をお願いいたします。

続きまして、2 月 7 日、令和 4 年度大和市農業委員会視察研修会を行いました。

2 月 15 日、第 83 回神奈川県常設審議委員会が横浜市で開催され、柏木会長が出席されました。

2 月 20 日、大和市経営生産対策推進会議が開催され、柏木会長が出席されました。

続いて県許可等の状況でございますが、令和 4 年第 12 回総会、議案第 19 号、第 20 号、第 21 号の上和田における所有権、使用貸借権、賃借権移転の許可申請につきましては、いずれも、令和 5 年 1 月 20 日付で県知事許可となっております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等何かございますでしょうか。

眞壁委員、お願いします。

○眞壁委員 ご報告します。

1月27日、大和市民まつりの臨時役員会に出席いたしました。開催に關しましてですけれども、国が示すイベント開催の感染対策を講じて、昨年決めたとおりの開催ということで今準備を進めています。

2月1日に、地場農産物消費拡大推進協議会の視察研修会に参加いたしました。海老名市にお伺いしましたが、一般社団法人になります海老名市農業支援センターを訪問し、農業の振興について市の担当の方から説明を受けました。あと、直売所マップというものを海老名市では作成されて、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、こういったマップを発行されているということでございます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、私から3点ばかり報告いたします。

1月26日、第4回都市計画審議会は、中央林間ポラリスにて開催されました。議題については、中央森林東側地区の市街化区域編入について、中間報告でございました。事務局の説明の後、質疑応答及び意見交換が行われました。前回に引き続きまして、緑の確保や、特に商業施設周辺の道路幅員等、意見が出されました。

2月15日、第83回常設審議委員会ですが、農地法第5条の規定に基づく諮問が5件ございました。いずれも、原案どおり送信の手続をとる決定がされております。あわせまして、農業経営基盤強化促進法に関する県基本方針の変更案について、概要説明がございました。

2月20日、大和市経営生産対策推進会議ですが、主な議題として、農業経営改善計画認定申請書の検討、承認についてでありましたが、今回は新規認定を受ける2名の方の承認決定がされました。現在、大和市認定農業者は30名で、

これで32名となります。

以上でございます。

何かありますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 なければ、本件については報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第6号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第6号についてご説明いたします。

議案書1ページの2件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第7号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、日程第5、報告第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について及び日程第6、報告第9号、農地法第5条第1項第7号の規定による一時賃借権設定の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それではご説明します。

報告第7号については議案書2ページの2件が、報告第8号については議案書3ページの2件が、報告第9号については議案書4ページの1件がございました。案内図は総会資料の4から6ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、報告第10号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第10号についてご説明いたします。議案書は5ページ、案内図は総会資料の7から8ページとなります。

受付番号1番は、生産緑地を所有していた被相続人が令和4年6月16日に死亡したことにより、相続人である孫が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。

本件の被相続人は、亡くなるまで農業に従事していたことから、主たる従事者であると判断できます。現地は肥培管理がなされています。ついては、申出人と遠藤委員とで、令和5年1月11日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し、証明したものです。

続いて受付番号2番は、生産緑地を所有していた被相続人が令和4年2月21日に死亡したことにより、相続人である子が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。

本件の被相続人は、亡くなるまで農業に従事していたことから、主たる従事者であると判断できます。現地は管理がなされています。ついては、青木委員と、令和5年1月26日に現地を確認の上、申請人の母と会う予定でしたが、体調不良によりお会いできなかったため、申請人に別途聞き取りを行い、主たる従事者であることを確認し、証明したものです。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたし

ます。

受付番号1番について、遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 事務局の説明のとおり、1月11日に私と事務局で現地を確認しました。現地は管理されていました。また、申出人の祖母が農業従事者であったことは確認しており、やむを得ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

次に、受付番号2番について、青木委員、お願いいたします。

○青木委員 事務局の説明のとおり、1月26日に私と事務局で現地を確認しました。立ち会い予定だった申請人の母が、体調不良のためお会いできなかったため、事務局に申請人に別途、聞き取りをしてもらいました。現地は管理されていました。また、申出人の父が農業従事者であったことは確認しており、やむを得ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第8、報告第11号、下限面積の廃止についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第11号について説明します。議案書は6ページ、総会資料は9ページをごらんください。

下限面積（別段の面積）の廃止についてでございますが、農地法の改正が令和5年4月1日に施行され、農地法第3条第2項第5号が削除されるということになりました。

概略といたしましては、今まで農地法第3条第1項の所有権移転や賃借権設定、使用貸借権設定等の許可をするためには、同条第2項各号の要件に適合しない

場合は許可できないというものでございましたが、そのうちの一つである下限面積の要件が撤廃されることとなりました。

大和市では、平成21年に下限面積を30aと定め、告示し、現在までに変更はありませんでしたが、この告示を廃止する旨の告示を農地法改正の施行日までに行います。

なお、下限面積は撤廃されますが、許可するためのほかの要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件といったものにつきましては、残りますので、誰でも農地を所有や貸借できるようになるわけではないということを申し添えます。

以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見ございますでしょうか。
長谷川委員。

○長谷川委員 これに付随してちょっと質問なのですけれども、大和市内で違反転用が見つかった場合に、農業委員会もしくは市のほうから、行政側から所有者に対してできる罰則や原状回復など、現状はどのような状況になっているのでしょうか。要するに、現状、違反転用を指摘していた先日あったような野球場に使われているようなことがあった場合に、いつまでに原状回復させる強制力があるのか。実際に、具体的に今までどのようなことをやってきたのかをご存じであれば、把握されていれば教えていただきたいのです。

○議長 事務局。

○事務局 違反転用の指導等につきましては、後ほど現状の違反転用事案の状況のご説明を差し上げますので、そのときに一括して回答ということでもよろしいでしょうか。

○長谷川委員 わかりました。なぜかというと、下限面積が下がったことによって、そのほかの3条許可要件がございますけれども、下限が下がったということで、今までなかった、機械だけそろえていますよ、そういうものがありますよ、技術がないです。ただ、ちょっと買ってみようということがルール上でできてしまうと思うのですね。仮に、そこで大きく買った農地が別の目的に使われた場合

に、市、行政側としてどのような強制力をもってもとに戻す、農地に戻すことができるのかというのが質問趣旨だったのです。では、それは後ほどの説明のほうに期待しますので、よろしくをお願いします。

○議長　　よろしいですか。

それでは、ほかに。木村委員。

○木村委員　　この法律で下限面積が廃止された一番の背景がどういうところにあるのか。

○議長　　事務局。

○事務局　　背景といたしましては、国の方針として、農地の集積化、きちんとやれる人に集めたいというのがもともとの考え方なのですけれども、新規就農の際に、はじめから買ってやりたいといった方に対して、農地法3条の30aの下限面積の条件があったりするので、いきなり大きくやりたいというようなことであれば問題ないのですけれども、その場合ですと、技術力とか労働力といったものが、本当にできるのかどうかといったものについて疑問視される場合が多々あった。ただ、ちょっとずつやりたいという場合については、ちょっとずつやりたいけれども、3条の許可上、下限面積の要件があるから、それはだめですよという形になっていたもので、新規就農の妨げになっていた一面があります。

そういったことから、新規就農者であるとか農業の拡大の方が取得できなかった。借りてやるという形でやると、相続などで返してくれと言われることもあるわけですから、安定して営農したいのだけれども、下限面積の要件があるために取得できなかった。そういった方の声があったために、下限面積を撤廃することによって新規就農や営農の拡大を進めることができるようにと、国としてそれを進めることが、今回の廃止の背景になります。

以上です。

○議長　　木村委員。

○木村委員　　あと1点、これは条件撤廃を求めたいというときの審査は非常に厳しい審査になるかと思うのです。審査が通って、万が一、先ほど長谷川委員が言っていたことに通じるかと思うのですが、万一、3条許可要件については今後とも続くのですよという、この全部効率利用要件等が、後で、実際はそれに基づいてやっていなかったといった場合は、厳罰というか、この許可を白紙に戻すと

というようなことも当然出てくるかと思えます。そんなことがないように厳重な審査をするのでしようけれども、万が一、そういった場合、この許可を白紙にするというようなことも農業委員会の権限として出てくるかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長 事務局。

○事務局 委員のおっしゃるとおり、当然、最初の所有権移転許可申請等につきましては、皆様の厳重な審査が必要になってきますので、それについては、立ち会いや申請書の精査にご協力いただくということもございます。当然そういったことについては、今までより負担がかかってしまうということもあると思えますけれども、それについては、皆様のご協力をお願いしたいということと、委員がおっしゃられました、許可を翻す、白紙にすることができるのかということにつきましては、賃貸借権や使用貸借権については、農地をきちんと使用していることという形での、使用していなかったら、片方の申出により返してもらおうということは、契約上盛り込むことは可能だと考えます。

ただ、所有権移転につきましては、もうその時点で所有権が移転してしまうので、買った人のものになってしまうという形になりますので、それを白紙に戻すのは、かなり難易度の高い条件になるかと思えます。事前の目的として農地を耕作するつもりがなかったのに、許可申請を行って、虚偽の申請をしてという形であれば、3条許可の申請違反であるという形で許可の取消しは可能かとは思いますが、最初からそれを見破れるかどうかにつきましては、やはりかなりの難しさがあると思えます。最初の1～2年はやっていたけれども、何かの条件が変わって、例えば故障してしまったとか、何か身内に不幸があったとか、そういったことがあって実際にできなくなってしまうことはあり得る話ですので、どうしてもケース・バイ・ケースで、必ずできる、できないということを申し上げることは難しいかと思えます。

以上です。

○議長 池田委員。

○池田委員 いわゆる下限面積が廃止ということは、極端な話、今までは3,000㎡、30aが、1aでも取得できるということでしょうか。第3条の許可要件が整

えば1 aでも取得可能なのですか。

○議長 事務局。

○事務局 趣旨としては可能です。

○池田委員 可能ですよね。いわゆる3条の許可要件を整えればという条件ですね、当然
ね。

○事務局 当然そうなります。

○池田委員 そもそもこの目的というのは、結局どういうことなのでしょう。今、
農地がどんどん減少していく。その農地を何とか食いとめる、そのための今回の
法改正なのか。どういう目的があるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 国の法改正の趣旨になるかと思うのですけれども、現在、農家や農地が減少
しているような状況がございます。その中で、できるだけ耕作放棄地をつくら
ないようにすることとか、あとは農地の流動性を高めて効率的な農業を展開し
ていく、多様な就農を後押ししていくというような目的が国としてはあると思
います。ですので、規制緩和ではないですけれども、できるだけ農業に携わる
人を増やしていったって農地を減らさないようにというところ、本来の趣
旨ではあると思います。

○議長 池田委員。

○池田委員 そこで、本市の農業委員会の毎年行っている農地パトロールを含めて、遊
休農地に対する強化というのが当然図られると思うのですけれども、その権限
は、農業委員会の権限がさらに増えたということなのでしょう。

○議長 事務局。

○事務局 確かに、農業委員会の遊休農地対策については、法律で定められています。
農地パトロール、利用状況調査というものをやらなければいけないということ
で、それは従前から続いておりました。ただ、その活動強化ということが近年
行われていまして、その中で、農地パトロールについてもきちんと、当然やる
のはやるのですけれども、その後の是正指導、また、意向調査という段階に移
行して、きちんと最後まで、遊休農地をできるだけ増やさないように対策を強
化するよう国の方針として示されています。農地パトロールは、通常は年1回

はやるといふことですのでけれども、本市では2回、8月と10月に実施しておりますように活動を強化しています。そういった流れにもつながっているのかと捉えております。

○議長 池田委員。

○池田委員 最後の質問ですけれども、ここにある農地法の改正の下段の中で「誤解を招かないよう」と。この誤解というのは、どういうことなのでしょう。今さまざまな質疑が出た内容、誤解というのはどういう誤解なのか。

○議長 事務局。

○事務局 平成21年の告示では、下限面積を30aと定めるという形で告示しております。それを撤廃しないと、大和市は30aの下限面積が残ったままなのではないかという形で判断されてしまう。それについては自動的に撤廃されると思うのですが、国及び全国農業会議所から、わざわざ「廃止を告示しなさい」という形で通知が来ております。そういったことから、誤解を招かないよう廃止する告示を行ってくださいという形で言われております。

以上です。

○議長 よろしいですか。池田委員。

○池田委員 もう1点。告示ですけれども、4月1日までですが、どのような形で告示を行う、徹底するのですか。

○議長 事務局。

○事務局 3月中に告示を行い、また、4月1日から廃止する旨をホームページで公開する予定でございます。

○議長 よろしいですか。

ほかに質疑。長谷川委員。

○長谷川委員 下限面積の要件の撤廃というのは、新規農業者の参入の障壁を下げるといふことで、個人的には賛成ではあるのですが、やはりちょっと違反転用の懸念は拭いきれないところがございます。それで、先ほどの違反転用の件の強制力の説明があるというお話だったので、これは決の後にお話があるのですか、それとも決の前にお話しいただけるのですか。

○議長 事務局。

○事務局　こちらにつきましては、報告事項ですので決をとることはないです。

○長谷川委員　では、別案件ということですね。わかりました。この件に関して棄権という判断は可能でしょうか。もしくは反対、賛成の2つだけですか。棄権という選択肢はないのでしょうか。ありますか。

○議長　報告案件ですので。

○長谷川委員　ごめんなさい、報告ですね。決はないですね。勘違いしていました。わかりました。ありがとうございます。

○議長　ほかには。

確かに、皆さんから意見が出ているように、国の方針でこういう形になりますけれども、遊休農地化しないような対策をこれからどう考えていくかという、今までの、例えばパトロールにプラスして、こういった方についてはチェックをしていかなければいけない、そういうことでは、皆さんの労力がまたプラスになるということでは懸念しているのですけれども。いずれにいたしましても、その辺について、さらに情報があり次第、また皆さんのほうに報告をしていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。もしよろしければ、質疑を終結したいと思います。

(発言者なし)

○議長　それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　日程第9、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による賃貸借権設定許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　議案第4号についてご説明いたします。議案書7ページ、資料は10ページ、11ページをごらんください。

申請地及び申請者は、議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料10ページの斜線で示しております。また、登記地目は畑及び山林で、現況、畑です。転用目的は、資材置き場及び駐車場です。借人は、申請地の東側隣地に所在を置く造園業の法人で、貸人が経営をしております。

借人は、樹木の伐採、剪定業務が好調のため、伐採、剪定した葉や枝、伐根し

た木などをストックする置き場が手狭となったことから、新たな置き場と事業用車両の駐車場が必要な状況です。資材置き場にはストマコンクリートを、駐車場にはアスファルトを敷く計画です。現地は斜面であり、残地となる植木畑のほうが資材置き場予定地より上の位置にあるため、土砂流出等の影響はありません。また、所有敷地外周には、既存の擁壁やコンクリートブロックが設置されていることから、その他農地への被害防除はできており、雨水は、北西から東方向への傾斜通路の入口末端部分に既存設置されている雨水トレンチ、浸透ますにより敷地内浸透処理します。

農地の区分は、市街化区域に近接し、農地の広がりがあることから、第2種農地と判断いたしました。2月14日に、地元の荒井委員と事務局とで、申請者及びその代理人立ち会いのもと、現地等の状況を調査いたしました。

なお、当該地は、無断転用されていたことが令和3年11月29日に発覚し、違反農地として県に報告していた案件です。宅地利用していた部分については、令和4年6月に非農地証明にて是正し、その他の違反箇所について、このたび農地復元がされ、その確認がとれたことから、農地転用許可申請に至りました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いいたします。

荒井委員、お願いします。

○荒井委員 2月14日に、現地にて事務局と私で代理人及び申請者にお会いし、現地を確認しました。本申請の意思確認をし、造園業法人のための資材置き場及び車両置き場として利用していく旨の返答を受けました。今回の転用については、やむを得ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見ございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による賃貸借権設定許可申請についてを採決いたします。

本件を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、許可することに決定いたしました。

○議長 日程第10、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

受付番号1番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、受付番号1番についてご説明いたします。議案書8ページ、資料は12、13ページになります。

大和市長から、令和5年2月9日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。継続の案件となります。賃借権を設定する土地の面積は3,048.3㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、賃借権を設定し、ハウスイチゴ及び露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機など農機具を所有し、現在3,048.3㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名、農業補助者2名の計4名で農業経営を行っております。

令和5年2月9日に上野委員と事務局で現地に赴き、貸人、借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 次に、受付番号2番から4番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 受付番号2番及び3番につきましては、議案書は8ページ、資料は、14、15ページとなります。

大和市長から令和5年2月10日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。新規の案件となります。賃借権を設定する土地の面積は2番が1,649㎡、3番が449㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和5年3月1日から令和8年2月28日までの3年間、賃借権を設定し、水稻を栽培する計画です。借人は、従前から周辺の農地を賃借して水稻栽培を行っている横浜市の会社が、農地所有法人となるために立ち上げた法人で、田植え機等農機具を所有しており、現在1,296㎡を経営しております。農業経営者1名、農業専従者1名、農業補助者3名の計5名で農業経営を行うこととなります。従前との会社の契約期間が残っていましたが、新会社に集約するため、1度合意解約を行い、新会社との契約となりました。

令和5年2月20日に眞壁委員と事務局で現地へ赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号4番につきましては、議案書は9ページ、資料は16、17ページになります。

大和市長から、令和5年2月10日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。継続の案件となります。賃借権を設定する土地の面積は2,000㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、賃借権を設定し、大豆を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在1万581㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者3名、農業補助者26名の計30名で農業経営を行っております。

令和5年2月21日に眞壁委員と事務局で現地へ赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いいたします。

受付番号1番について、上野委員、お願いいたします。

○上野委員 受付番号1番について、2月9日に、事務局と現地に赴き、貸人及び借人とお会いし、確認いたしました。先ほど話があったとおり、ハウスでイチゴ栽培、露地でアスパラを定植予定と聞いております。管理されており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

次に、受付番号2番から4番について、眞壁委員、お願いいたします。

○眞壁委員 受付番号2番から4番についてご説明します。

事務局の説明のとおり、それぞれの借人及び貸人にお会いし、現地を確認しました。現地は管理されており、また、どちらの借人についても積極的に耕作をしておりますので、今回の件は問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見ございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員 それぞれ異論はないのですが、確認の意味で2～3お願いしたいのですが、1番と4番が、更新でそれぞれ3年となっておりますが、これは、更新というのははじめての更新なのか、それとももう何回か繰り返したもののなのか、ちょっと伺います。

○議長 事務局。

○事務局 1番につきましてははじめての更新です。4番につきましては2回目です。

以上です。

○議長 木村委員。

○木村委員 それで、これはそれぞれ利用権の設定を受ける借手のほうが法人になっているのですが、ぜひ長く続けていただきたいという意味合いで確認なのですが、1、2、4のそれぞれの法人の代表者の年齢は何歳ぐらいなのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 1番につきましては30代、2番、3番につきましては、すみません、資料はないのですけれども、たしか50代だったと記憶しております。4番につきましては40代となります。

以上です。

○議長 木村委員。

○木村委員 それぞれ30代、40代、50代と、まだまだこれからだと思うのですけれども、ぜひ、こういう法人に限らずですが、先ほどの耕作放棄地ではないですが、こういう方は、ぜひ今後とも引き続き長い期間、安定した貸し借りをさせていただければと思います。

○議長 ありがとうございます。意見として。

ほかに。池田委員。

○池田委員 議案第5号でもいいですか。これは農福連携ですか。

○議長 事務局。

○事務局 農福連携につきましては、1番と4番になりますね。

○池田委員 4番については農福連携ですか。

○事務局 はい、そのとおりです。

○池田委員 そうすると、この農業補助者26名とありますが、ノーマライゼーションですから、個人的なあれはないのですけれども、ある程度の障害を持った方と解釈してよろしいですか。

○議長 事務局。

○事務局 はい。認知症であったり高齢者であったりというような方が、補助者として登録されております。

○議長 池田委員。

○池田委員 いわゆる成人ですか。いわば認知症、当然、軽い認知症だと思うのですけれども。当然、聞くところによると、こういう人たちはある程度補助しなくてはならない、責任者がいて。要するに農地からほかへ出ていってしまうとか、いなくなってしまうとかというものがあるので。そういう農福連携の難しさというものがあるみたいですが、そういうところは把握されているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 17ページの写真を見ていただければわかるかと思うのですが、どうしてもどこかに行ってしまうようなことも多少あり得るという話なので、周りに杭を打って柵を張りめぐらせて、この範囲でやっていきましょうねという形で指導してやっているということです。また、農業専従者につきましては、そちらで指導できる方を配置して営農していると聞いております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ほかには。荒井委員。

○荒井委員 2番、3番の水田なのですが、組合として、この団体が一ノ関の水田の組合に入って運営していくのか。下和田の水田も、いずれこういった形になるのかなというところから、そういうところ、同じ組合に入ってやっていくのかどうか、参考までにお聞きしたいのですけれども。

○議長 事務局。

○事務局 こちらの法人につきましては、水利組合のほうに加入はしていないのですが、話を通しておりまして、それで利用料とかそういったものをお支払いになって、また、水路の掃除であったりとか、そういったようなことに関しては、協力してやっていると聞いております。

以上です。

○議長 ほかにはございませんでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを採決いたします。

受付番号1番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1番は、諮問どおり答申することに決

定いたしました。

次に、受付番号2番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号3番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号3番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号4番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号4番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和5年2月大和市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会